



☎ 医療保険課 ☎ 892-0121

**国民健康保険 お支払いは便利で確実な「口座振替」を**

**R6年度保険料が決まりました**

R6年度の保険料は、大阪府内完全統一の保険料率に基づき計算しています。国民健康保険に加入されている世帯に対し、納入通知書等を6月中旬頃に送付します。保険料は、6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。5月

中に国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料をR6年度の保険料確定後の6月納付期(1期分)として納入通知書を送付します。特別徴収(年金天引き)の世帯は、4・6・8月が仮徴収で10・12・2月が本徴収の年6回払いです。

**保険料の納付は口座振替をご利用ください**

口座振替にすると、毎月納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。口座振替依頼書は、市役所本館1階医療保険課、市内の指定金融機関にあります。

**申し込みに必要なもの** 預貯金通帳、金融機関届出印、国民健康保険の納入通知書

**申込** 市指定の金融機関窓口

**スマートフォン決済アプリで納付できます**

**利用可能なスマートフォン決済アプリ**

Pay B、Pay Pay請求書払い、LINE Pay請求書払い、FamiPay請求書払い、楽天銀行コンビニ支払いサービス、auPAY請求書払い、d払い請求書払い

スマートフォン決済には支払い条件がありますので、詳細はHPをご覧ください。



HP



**ジェネリック医薬品への切り替え**

市では、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的に、ジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品の服用を希望する方は、医師・薬剤師に相談し、切り替えにご協力ください。

**保険料の納付が困難な場合**

▶納付相談を行っています(保険料を減免する制度があります)。

**対象** 失業・休業等により、世帯全体の所得が前年に比べて30%以上減少することが見込まれる世帯。また、納期限が過ぎた場合は減免ができません。

▶休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付相談、減免申請が困難な人もご利用ください。

**日時** 6/16(日)10:00～15:00

**場所** 市役所本館1階 医療保険課

**医療費一部負担金の減免制度**

次のような事情により、病院等に支払う医療費の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

- ①世帯主および同一世帯の被保険者が居住する住宅が風水害、火災等で全壊、全焼等著しい損害を受けた場合。
- ②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休業、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合。

減免が認められるためには、一定の条件があります。なお、各種手続きの届出義務者は世帯主です。保険証に記載の世帯主以外の方が届出をする場合、委任状が必要です。

**介護保険 R6年度保険料が決まりました**

☎ 高齢介護課 ☎ 893-6400

**R6年度保険料**

6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上)にR6年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。

**保険料の納付**

普通徴収(口座振替・金融機関等で納付)は、6月～翌年3月分の10回、特別徴収(年金天引き)は、偶数月の年6回で納めていただきます。なお、保険料の滞納があった場合、滞納期間に応じた保険給付の制限を受けることがあります。

必ず納期限内に納めましょう。納付は、コンビニや、スマートフォンの決済アプリでも納付できます。また、納める手間が省け、納め忘れもなくなる便利な口座振替制度もご利用ください。



HP

**保険料の減免等**

災害や所得の大幅な減少等の特別な事情により納付が困難な場合は、保険料の減免・徴収猶予制度がありますので相談ください。他に、真に生活が困難な状況にある方に対し、生活実態に即して、下記のとおり保険料の減免を行います。

- 対象** 介護保険料段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件全てに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる方
- ①世帯全員が市民税非課税(確定申告または市民税申告が必要)
  - ②世帯の年間収入合計が144万円以下(2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)
  - ③市民税課税者に扶養されていない
  - ④市民税課税者と生計を共にしていない

- ⑤健康保険等の医療保険で、被扶養者となっていない
- ⑥資産等を活用しても、生活が困窮している状態にある(住居用資産を除く)
- ⑦世帯の銀行預金等の元本合計が350万円以下
- ⑧介護保険料を滞納していない

**減免内容** 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に減免

**申込** R6年度の介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書、印鑑、預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)、マイナンバーカード等の本人確認ができるものを高齢介護課まで、持参してください。

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者、世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,360円
2	世帯員全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万円超120万円以下
4		120万円超
5	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
6		80万円超
7	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満
8		120万円以上210万円未満
9		210万円以上320万円未満
10		320万円以上420万円未満
11		420万円以上520万円未満
12		520万円以上620万円未満
13		620万円以上720万円未満
	720万円以上	154,080円

・所得金額は、前年(R5年1～12月)の合計所得金額です。  
 ・合計所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です。さらに、合計所得金額から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「公的年金等に係る雑所得(保険料段階が第1～5段階のみ)」を控除した額を用います。

**■保険料の納め方(第1号被保険者)**

**特別徴収(年金から天引き)**

老齢・退職年金等が年額18万円(月額1万5,000円)以上の方は、2か月ごとの年金定期支払時に、介護保険料が天引きされます。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収期間			本徴収期間		

**普通徴収(納付書・口座振替)**

老齢・退職年金等が年額18万円(月額1万5,000円)未満の方、特別徴収が開始される前の方は、納付書を送りますので、納付期限までに近くの金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリなどで納めてください。また、納め忘れがないよう、口座振替をお勧めします。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本算定期間											